



UR都市機構

子育て世帯・若者夫婦世帯を応援！ 近居割の拡充延長・若者夫婦も対象に

独立行政法人都市再生機構（以下、UR都市機構）は、支援を必要とする子育て世帯や高齢者世帯等とそれを支援する世帯の両世帯が、UR賃貸住宅同士で近居をはじめた場合に、新しくUR賃貸住宅に入居する世帯の家賃を割り引くサービス「近居割」と、UR賃貸住宅とUR賃貸住宅を含むあらゆる住宅で近居をはじめた場合に、新しくUR賃貸住宅に入居する世帯の家賃を割り引くサービス「近居割ワイド」を提供しています。

このたび、国の支援を受けて、**新しくUR賃貸住宅に入居する「子育て世帯」を対象に**、近居割及び近居割ワイドの月額家賃の減額率を5年間5%から5年間20%（減額上限4万円・収入要件等を満たす世帯が対象）まで拡充するサービスを延長することとしました。

また、減額率の拡充にあわせて、若者夫婦世帯を新たに5年間20%の対象に加えることといたしました。

■ 概要

対象団地で新たに近居する世帯のうち、「子育て世帯」または「若者夫婦世帯」のいずれかの世帯要件を満たし、かつ、世帯の所得合計が25.9万円/月以下の要件を満たす方が、月額家賃の減額率5年間20%をご利用いただけます（詳細は後述をご覧ください）。

「子育て世帯」又は「若者夫婦世帯」※で下記の適用条件を満たした場合、5年間募集家賃が20%減額に！

20%減額!

世帯の所得合計が**25.9万円/月以下**
(2人家族で年収約503万円以下、3人家族で年収約551万円以下、4人家族で年収約598万円以下、5人家族で年収約646万円以下)であること

※所得の計算について、詳しくはURの店舗にお問い合わせください。
※減額上限4万円
※若者夫婦世帯については、令和8年度予算の成立以降のご契約から適用となります。
詳しくはURの店舗にお問合せください。

■ 申込受付

令和8年4月8日（水）から全国のUR募集窓口で受け付けを開始しております。

■ 対象団地（申込受付開始時）

20%減額対象物件はこちらです。 URL：[kosodatekinryo_bukken.pdf](https://www.ur.com/jp/kosodate/tekinryo/bukken.pdf)

（近居割ワイド対象は一部団地となります。詳細はUR募集窓口でご確認ください。）

■ 月額家賃の減額率5年間20%のご利用可能な方について

世帯要件・近居要件及び所得要件のいずれも満たす方は、入居開始可能日から起算して5年を経過する日の属する月の末日まで月額家賃20%の減額がご利用いただけます。

【世帯要件・近居要件】

対象世帯	世帯・近居要件
子育て世帯	現に同居する満18歳未満の子（「子」には、孫、甥、姪等の親族を含みます）を扶養している世帯または申込時に妊娠されている方がいる世帯で、子育て世帯の直系血族または現に扶養義務を負っている3親等内の親族と近居していること。
若者夫婦世帯	夫婦のいずれかが39歳以下であり、かつ子育て世帯に該当しない世帯であって、若者夫婦世帯の直系血族または現に扶養義務を負っている3親等内の親族と近居していること。



URどうしの近居ならOK!



半径2km以内の別の団地に二世帯が近居



URとUR以外の近居でもOK!



近居割WIDEエリア内で二世帯が近居

【所得要件】

世帯所得合計が月額 25 万 9 千円以下

(世帯構成により異なりますが、世帯総収入で、3人世帯で年収概ね 551 万円以下、4人世帯で年収概ね 598 万円以下)

【その他】

毎年度資格審査あり。

家賃減額について、国の補助あり(減額上限 4 万円)。

【お問い合わせ先】

UR都市機構 本社 住宅経営部 営業推進課 (電話) 045-650-0243

本社 広報室 報道担当 (電話) 045-650-0887

UR都市機構の歩みは戦後の住宅不足解消に端を発しています。1955年から様々なステークホルダーとともに、時代時代の多様性に即し、安全・安心・快適なまちづくり・くらしづくりを通して、「人が輝く“まち”」の実現に貢献してまいりました。そしてこれからも、変化する社会課題に挑戦し続けることで皆さまにお応えし、「人が輝く“まち”」づくりに不可欠な存在でありたいと考えております。これまで培ってきた持続可能なまちづくりのノウハウをいかし、都市再生事業・賃貸住宅事業・災害対応支援・海外展開支援に全力で取り組んでまいります。

<https://www.ur-net.go.jp/>



—— 社会課題を、超えていく。——



UR都市機構



UR都市機構は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。